（検査の基準）

第百二十条　法第九十六条第二項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物の工事が法第九十条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであることを確認できるもの

二　法第九十一条第一項に規定する導管輸送工作物が法第八十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであることを確認できるもの

（変更の届出）

第百二十一条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十七条第一項の規定によりその氏名若しくは名称、住所又は検査を行う事業所の名称若しくは所在地の変更の届出をするときは、様式第七十八による届出書を提出しなければならない。

（業務規程）

第百二十二条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十八条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第七十九による届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第九十八条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3　法第九十八条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　検査の業務を行う場所に関する事項

三　検査員の配置に関する事項

四　検査に関する料金の算定に関する事項

五　検査に関する証明書の交付に関する事項

六　検査員の選任及び解任に関する事項

七　検査の申請書の保存に関する事項

八　検査の実施方法に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、検査の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止）

第百二十三条　登録導管輸送工作物検査機関は、法第九十九条第一項の規定により検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第八十による届出書を提出しなければならない。

2　法第九十九条第一項の経済産業省令で定める日は、六月前とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百二十四条　法第百条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第百条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録導管輸送工作物検査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第百二十五条　法第百五条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　検査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査の申請を受けた年月日

三　検査対象導管輸送工作物の名称及び所在地

四　検査を行った導管輸送工作物の概要

五　検査を行った年月日

六　検査を実施した検査員の氏名

七　検査の概要及び結果

2　登録導管輸送工作物検査機関は、法第百五条の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第百二十六条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第百五条に規定する当該事項が記載されたものの保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合にあっては、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ）

第百二十七条　法第百六条第一項の規定により経済産業大臣が登録導管輸送工作物検査機関の検査の業務の全部又は一部を行う場合には、当該登録導管輸送工作物検査機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき検査の業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき検査の業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。

三　その他経済産業大臣が検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

第四章　貯留層の探査

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第百二十八条　法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

2　法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）

二　集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）

（探査の許可の申請）

第百二十九条　法第百七条第二項の申請をしようとする者は、様式第八十一による申請書に、様式第八十二により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地

二　申請の区域の面積

三　縮尺

四　申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号

五　平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値

六　申請の区域の境界線

七　申請の区域及びその付近の地形

八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

2　前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

（探査の方法等）

第百三十条　法第百七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細

二　探査の用に供する装置及び機器の詳細